

令和8年度「海外連携パートナーシップ構築事業」実施要領

令和8年8月21日
国際・経済交流課

第1 事業概要

海外連携パートナーシップ構築事業補助金交付要綱（令和5年7月11日宮崎県国際・経済交流課定め。以下、「要綱」という。）の定めるところにより、同一年度内に宮崎から海外への国際交流又は経済交流を行う県内の民間団体に対して補助金を交付する。

第2 事業実施団体

県内の民間団体

第3 事業の内容

宮崎から海外の団体等を訪問し、国際交流又は経済交流を行う。

第4 募集团体数

国際交流又は経済交流を行う団体それぞれ3団体程度

第5 対象事業の条件等

- （1）応募は団体を原則とし、1団体当たりの参加者は3名以上とする。
- （2）国際交流又は経済交流を行うこと。
- （3）本県との将来にわたる交流の継続・拡大に資する交流であること。

第6 募集及び選定

- 1 県は、事業の実施に当たり、本件補助対象事業を一般公募する。
- 2 事業の実施を希望する団体は、以下の書類に必要事項を記入し、宮崎県国際・経済交流課に提出しなければならない。
 - （1）事業実施申込書（別記様式第1号）
 - （2）事業計画書（要綱別記様式第1号）
 - （3）収支予算書（要綱別記様式第2号）
- 3 県は、上記2の提出があったときは、効果性、適格性、継続性、実現可能性、発展波及性、交流先の国の地理バランス等を考慮の上、事業実施団体を選定する。また、2の団体に選定結果を通知するものとする。選定の結果、採用されなかった場合の理由についての問合せには回答しない。

第7 補助対象経費及び補助額

要綱別表のとおり。ただし、補助額については、予算の状況により、補助対象経費の2分の1又は50万円のいずれか少ない額以下となる場合がある。
なお、交付決定日より前の経費は補助対象外とする。

第8 募集締切

随時募集、予算に達し次第終了

第 9 補助金交付申請

第 6 の 3 で内定を受けた団体は、要綱の規定に基づき、補助金交付申請書を宮崎県国際・経済交流課に提出する。

第 10 補助金交付

補助金の交付は精算払とし、実績報告後、確定した額を、事業実施団体が指定した金融機関の口座に振り込む。

第 11 問合せ先

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課 国際交流担当

Tel. 0985-44-2623 Fax. 0985-26-7327

mail:kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

第 12 その他

- 1 この要領は、令和 8 年度の予算に係る海外連携パートナーシップ構築事業から適用する。
- 2 提出された個人情報厳正に管理し、海外連携パートナーシップ構築事業実施目的にのみ利用する。